

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、令和5年度後期技能検定を次のとおり実施します。

令和5年9月1日

佐賀県知事 山口 祥 義

1 実施職種

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、機械検査（機械検査作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、パン製造（パン製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、ガラス施工

(ガラス工事作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)及び塗装(鋼橋塗装作業)

(3) 3級

機械加工(普通旋盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、シーケンス制御(シーケンス制御作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、家具製作(家具手加工作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーション手書き作業及びテクニカルイラストレーションCAD作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業)及び電気製図(配電盤・制御盤製図作業)

(4) 単一等級

バルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)

2 試験の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験(以下「技能検定試験」という。)によって行います。

3 技能検定試験の手数料

(1) 実技試験 18,200円

ただし、次の等級の技能検定試験を受検する者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。以下同じ。)であって、次に掲げる者に該当するものは、それぞれ次に定める額とします。

- ア 1級又は単一等級の技能検定試験を受検する者のうち、次に掲げる者
9,200円
- (ア) 県内に住所を有する者（県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等
を除く。）のうち、次に掲げる者
- a 県内において職に就いている者
- b 職に就いていない者
- (イ) 県外に住所を有する者（県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等
を除く。）のうち、県内において職に就いている者
- (ウ) 県内施設訓練生等
- (エ) 県外施設訓練生等のうち、次に掲げる者
- a 県内に住所を有する者
- b 県外に住所を有する者（県内において職に就いている者に限る。）
- イ 2級の技能検定試験を受検する者のうち、次に掲げる者の区分に応じ、
それぞれ次に定める額
- (ア) 25歳未満の者（令和5年4月1日において25歳に達していない
者をいう。以下同じ。） 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に
定める額
- a 県内に住所を有する者（県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等
を除く。）のうち、次に掲げる者 9,200円
- (a) 県内において職に就いている者
- (b) 職に就いていない者
- b 県外に住所を有する者（県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等
を除く。）のうち、県内において職に就いている者 9,200円
- c 県内施設訓練生等 2,900円

- d 県外施設訓練生等 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (a) 県内に住所を有する者 2,900 円
 - (b) 県外に住所を有する者（県内において職に就いている者に限る。） 9,200 円
- e a から d までに掲げる者以外の者のうち、雇用保険の被保険者（技能検定試験の実技試験の受検申込みをする日において雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者である者をいう。以下同じ。） 9,200 円
- (イ) 25 歳以上の者（令和 5 年 4 月 1 日において 25 歳に達している者をいう。以下同じ。） 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - a 県内に住所を有する者（県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。）のうち、次に掲げる者 9,200 円
 - (a) 県内において職に就いている者
 - (b) 職に就いていない者
 - b 県外に住所を有する者（県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。）のうち、県内において職に就いている者 9,200 円
 - c 県内施設訓練生等 2,900 円
 - d 県外施設訓練生等 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (a) 県内に住所を有する者 2,900 円
 - (b) 県外に住所を有する者（県内において職に就いている者に限る。） 9,200 円

ウ 3級の技能検定試験を受検する者のうち、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 25歳未満の者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 県内に住所を有する者（県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。）のうち、次に掲げる者 9,200円

(a) 県内において職に就いている者

(b) 職に就いていない者

b 県外に住所を有する者（県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。）のうち、県内において職に就いている者 9,200円

c 県内施設訓練生等 2,900円

d 県外施設訓練生等 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 県内に住所を有する者 2,900円

(b) 県外に住所を有する者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

i 雇用保険の被保険者 3,100円

ii iに掲げる者以外の者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(i) 県内において職に就いている者 9,200円

(ii) (i)に掲げる者以外の者 12,100円

e aからdまでに掲げる者以外の者のうち、雇用保険の被保険者 9,200円

(イ) 25歳以上の者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 県内に住所を有する者（県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。）のうち、次に掲げる者 9,200 円
 - (a) 県内において職に就いている者
 - (b) 職に就いていない者
- b 県外に住所を有する者（県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。）のうち、県内において職に就いている者 9,200 円
- c 県内施設訓練生等 2,900 円
- d 県外施設訓練生等 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (a) 県内に住所を有する者 2,900 円
 - (b) 県外に住所を有する者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - i 県内において職に就いている者 9,200 円
 - ii i に掲げる者以外の者 12,100 円

(2) 学科試験 3,100 円

4 技能検定試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、令和5年12月4日（月曜日）から令和6年2月11日（日曜日）までの間において、佐賀県職業能力開発協会が別に指定する日に行います。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途佐賀県職業能力開発協会から通知します。

ウ 問題の公表

実技試験問題は、令和5年11月27日（月曜日）以降に佐賀県職業能

力開発協会より公表します。ただし、一部の職種については、公表しません。

(2) 学科試験

ア 実施期日

(ア) 特級 令和6年1月28日(日曜日)

(イ) 1級及び2級

検定職種	実施期日
機械検査 シーケンス制御 婦人子供 服製造 配管 型枠施工 ガラス施工	令和6年1月21日(日曜日)
工場板金 自動販売機調整 農業機 械整備 冷凍空気調和機器施工 和 裁 パン製造 防水施工 カーテン ウォール施工 機械・プラント製図	令和6年1月28日(日曜日)
空気圧装置組立て 帆布製品製造 建 築大工 かわらぶき 鉄筋施工 コン クリート圧送施工 樹脂接着剤注入施 工 電気製図 塗装	令和6年2月4日(日曜日)

(ウ) 3級

検定職種	実施期日
電気機器組立て シーケンス制御 配 管 型枠施工	令和6年1月21日(日曜日)
冷凍空気調和機器施工 家具製作 機 械・プラント製図	令和6年1月28日(日曜日)
機械加工 機械検査 建築大工 かわ らぶき 鉄筋施工 テクニカルイラス トレーション 電気製図	令和6年2月4日(日曜日)

(エ) 単一等級

検定職種	実施期日
バルコニー施工	令和6年1月28日(日曜日)

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途佐賀県職業能力開発協会から通知します。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

- ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- イ 本人確認書類（運転免許証、学生証、健康保険証等公的証明書の写し
で氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）
- ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証
する書面
- エ 実技試験手数料の減免を受けようとする場合は、その資格を証する書
面

(2) 提出先

佐賀県職業能力開発協会

郵便番号 840-0814

佐賀市成章町1番15号

電話番号 0952-24-6408

(3) 受付期間

令和5年10月2日（月曜日）から同13日（金曜日）まで

(4) 受検申請に関する注意

- ア 申請書の用紙は、佐賀県職業能力開発協会及び県内各公共職業能力開
発施設で配布します。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、佐賀県職業能力開発協会
（電話番号 0952-24-6408）まで御連絡ください。

- イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「技能検定の受
検申請書在中」と朱書きしてください。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を
同封してください。

6 手数料の納付方法

実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、佐賀県職業能力開発協会へ同

協会が指定する方法により納付してください。ただし、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しません。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、この限りではありません。

7 合格の発表等

(1) 合格通知

技能検定合格者については、県がその旨を通知し、実技試験又は学科試験のいずれか一方のみに合格した者については、佐賀県職業能力開発協会が書面でその旨を通知します。

また、技能検定合格者の受検番号を令和6年3月8日（金曜日）に佐賀県ホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp/>）等で発表します。

(2) 技能検定合格証書の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣から、2級及び3級の技能検定の合格者には知事から合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に技能士章が交付されます。

8 その他

技能検定について不明な点は、佐賀県産業労働部産業人材課（郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 電話番号 0952-25-7310）又は佐賀県職業能力開発協会（郵便番号 840-0814 佐賀市成章町1番15号 電話番号 0952-24-6408）に問い合わせてください。